

令和元年度 石狩市教育委員会会議（10月定例会）会議録

令和元年10月29日（火）
第2委員会室

開会 13時30分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○		
委員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	○		
委員 山 本 由美子	○		
委員 穴 水 正	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部次長（教育指導担当）	佐 藤 辰 彦
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	松 永 実
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
教育支援センター長	開 発 克 久
社会教育課長（兼公民館長）	伊 藤 英 司
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
学校給食センター長	近 藤 和 磨
生涯学習部参事（指導担当）	山 田 潮
総務企画課総務企画担当主査	扇 武 男
同上	古 屋 昇 一

○傍聴人 1人

議事日程

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 教育委員会の点検・評価報告書（平成30年度分）について
- 議案第2号 石狩市の部活動の在り方に関する方針の策定について
- 議案第3号 石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定について
- 議案第4号 石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 承認第1号 専決処分につき承認を求める件（訴えの提起の件）について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

- ① 新・石狩市教育プラン（原案）について

日程第5 報告事項

- ① 平成31年度全国学力・学習状況調査結果について
- ② 石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱について
- ③ 令和元年度（第8回）図書館を使った調べる学校コンクール「石狩市コンクール」審査結果について

日程第6 その他

日程第7 次回定例会の開催について

開会宣言

（佐々木教育長）ただ今から、令和元年度教育委員会会議10月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、門馬委員にお願いします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第2 議案審議を議題とします。

議案第1号を審議する件について

(佐々木教育長) 議案第1号「教育委員会の点検評価報告書(平成30年度分)について」、事務局から提案願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第1号について、地方教育行政法第26条の規定により、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理執行の状況を、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用して点検評価を行い、結果を議会に提出するとともに公表しているものです。平成30年度分については、6月定例会からこれまで、継続協議としていましたが、今日1日の外部評価委員会にて、委員から意見をいただいた内容が固まりましたので、これを決定しようとするものです。それでは意見内容などの詳細を松永総務企画課長からご説明します。

(松永総務企画課長) 私から議案第1号について、ご説明いたします。平成30年度分の教育委員会の点検評価報告書については、安崎部長から説明がありました通り、今年度の教育委員会会議6月定例会において原案をお示しした後、継続審議として、委員の皆様からご意見をいただきながら修正を加え、教育委員会会議8月定例会で報告案の了承をいただいたところです。今日1日に開催しました外部評価委員会において、報告案の内容を3名の委員にご審議をいただき、この報告書の46頁から48頁に記載の通り、施策別の取組状況と分析、評価及び今後の方向性について、3つの重点テーマと施策大項目ごとにそれぞれご意見をいただき、かつ、委員の皆様にご意見要望等についてまとめていただきました。

まず、重点テーマ1「自ら学ぶ意欲を育てる教育」については、子ども達の確かな学力を育むという観点から、学習障害要因は一人ひとり違うということを意識して、学習指導の改善を図ることや、幼・保・小の連携による切れ目のない子育て支援の充実、また、エキスパートサポーターを配置する南線小学校、緑苑

台小学校での実践が、「他の小学校にも波及されるように、特に若手教員の育成に取り組まれるように」といったご意見をいただきました。また、魅力ある学校づくりの推進については、ある委員から本市は、地域と連携・密着した学校づくりが進められている学校が多いという感想・評価をいただきまして、来年開校の厚田学園と石狩八幡小学校を皮切りに、令和3年度に市内全校でコミュニティ・スクールを導入することを契機に、地域の方々に支えられながら、教育活動を行える体制がさらに強まっていくことを期待する旨のご意見をいただきました。その一方で、年々活動の維持・継続が難しくなっている中学校の部活動の在り方について、学校単位ではなく地域の課題として、今後検討するよう求められたところです。併せて、学校でのICT機器の活用、ICT環境整備について、教職員の研修や学校間で格差が大きくなるようにといったご要望、また、福祉と教育の一層の連携強化、食育の継続的な取組についても、ご意見をいただきました。

次に、重点テーマ2「思いやりと豊かな心、健やかな体を育む教育」については、ここでは子ども達の豊かな感性を育むという観点から、多様なジャンルの活動に触れ、体験することや遊びの中から危険回避能力、健康について学ぶことができるようにといった点、また、子ども達の読書活動がさらに充実するようにといった点、いじめや不登校の早期発見のための体制や当事者に寄り添う支援の強化について、意見要望をいただきました。併せて、親子の絆を深める授業や家庭での生活習慣について、親子で見直すことにつながるような取組の実施についてもご意見をいただきました。

次に、重点テーマ3「地域で育ち学び生きる教育」についてです。ここではまず子どもの命を大切にする、子どもの人権を守るという観点から、CAPプログラムや子ども110番の家、見守り活動の実施などについて、関係機関の連携を密にして取り組むように意見をいただきました。また、生涯学習というキーワードで、ふるさと石狩を知り、学ぶことからまちづくりへの参加機運を高める取組や、市内でユネスコスクールに認定されている学校や石狩ユネスコ協会との連携を図りながら、ESD教育を推進することについて要望をいただきました。この他、図書館サービスの充実や質の高い芸術文化に触れる機会、招聘授業の実施を期待したいといったご意見・ご要望もいただきました。

最後に、48頁に「全体を通して」と記載してありますが、現在策定作業を進めている、新しい教育プランにあたっては、成果指標の設定について、より実態に合った指標の設定を望むという結びになっています。ただ今、説明しました外部評価委員からの意見を踏まえて、今後の取組にしっかりと活かして、反映されるよう教育委員会内各所管で取り組んでまいります。なお、本日議決をいただいた際には、本報告書の市議会への提出と市ホームページに掲載して、

公表する運びとじています。私からは以上です。

(佐々木教育長) ただいま説明がありました議案第1号について、質問等はございませんか。

(松尾委員) 点検評価に関して言いますと、一番大事なのは、事業をきちんと点検して評価をした後で、今後の教育委員会の活動にどう活かしていくかということだと思ひます。

各論に関しては、外部評価委員からいただいたご意見も含め、事務局内部での検証もあったと思ひますが、今後の教育プランの策定にあたって、現プランが5年経過した中で、どう評価して、今後の指標としてどういったものを設定するかの検討が必要です。また、数値などの指標のことだけではなく取組項目の内容自体をどう考えるのか、今回外部評価委員などの外部からいただいたご意見を、今のプラン策定作業の中にどのように反映していくのか、事務局でお持ちのイメージがあればお聞かせ願ひます。

なお、より実態に合った指標の設定ということは、現状実態に即していない指標の設定が相当あったからこそ、そのようなご意見が出てきていると思ひますので、その点にもご配慮いただきたいと思ひます。

(松永総務企画課長) 指標の設定には、いろいろなパターンや考え方があります。例えばある事業で、イベントを実施して参加者が何人集まったかという指標の設定もありますが、参加人数だけではなく、参加者がその後どのように新たな行動や活動につながったかという指標の設定もあります。そういった視点での各課の指標の設定については、設定の仕方やポイントについて確認しながら、現在進めているところですよ。以上です。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) その他質問等はありませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですよ。原案通り可決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第1号について原案通り可決いたしました。

議案第2号を審議する件について

(佐々木教育長) 次に、議案第2号「石狩市の部活動の在り方に関する方針の策定について」、事務局から提案願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第2号につきましても、国が策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに則り、都道府県が策定した部活動の在り方に関する方針を参考に、市町村も部活動に関する方針を策定するよう求められていたので、この度方針を策定するものです。方針内容について、佐々木学校教育課長から説明します。

(佐々木学校教育課長) 私から、議案第2号についてご説明します。資料は別冊の「石狩市部活動の在り方に関する方針案」をご覧ください。昨今の部活動を取り巻く課題は、多様化・複雑化しており、長時間に及ぶ部活動の生徒の心身や健康への影響、現在進めている学校における働き方改革からも、部活動指導者の勤務の長時間化や負担増加などを背景に、スポーツ庁では平成30年3月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを、そして文化庁では同年12月に文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定したところです。このような国の状況を踏まえ、北海道教育委員会では、今年1月に道内全ての学校において今後の部活動の方向性を示した北海道の部活動の在り方に関する方針を作成しています。これを受け、この度本市においても、北海道の部活動の在り方に関する方針に準拠した形で、石狩市立学校における持続可能な部活動の構築を進めるため、本方針を策定したものです。それでは、資料についてご説明します。

1頁目、方針策定の趣旨等をご覧ください。ここでは、生徒のバランスの取れた生活や心身の成長に配慮しつつ、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう、国のガイドラインに則り、北海道の方針を参考として、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な部活動の在り方に関する方針として策定することを記載しています。本方針は、全体で大きく6つの項目に分類しており、それぞれの項目について、特徴的な内容をご説明します。

2頁をご覧ください。1番の適切な運営のための体制整備、(1)部活動の

方針の策定等では、校長は本方針に則り、毎年度学校の部活動に係る部活動方針を策定し、部活動顧問に対し年間の指導計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出を求め、各部活動の活動計画や活動実績を元に、教師や生徒の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているかなどについて、必要に応じて指導・是正等を行うものです。

次に、3頁(2)指導運営に係る体制の構築、こちらの、エ・オ・カの部分では、市教委は部活動指導員の配置希望などの状況を把握しながら、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努め、管理職に対する部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等に取り組み、部活動の関与について国の関係通知等や法令に則り、業務改善及び勤務時間管理を行うものです。

次に、4頁をご覧ください。2番、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進では、(1)及び(2)において、運動部活動及び文化部活動における適切な指導の実施として、学校は生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及びハラスメントの根絶を徹底し、市教委は学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜支援及び指導・是正を行うものです。

次に、5頁から6頁をご覧ください。3番、適切な休養日等の設定の項目では、成長期にある生徒が「教育課程内の活動」「部活動」「学校外の活動」「その他の食事」「休養及び睡眠等」の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう、平日は少なくとも1日、土日の週末は少なくとも1日以上を休養日とし、学期中は週あたり2日以上以上の休養日を設けることを原則に、学校閉庁日を設定する場合につきましては、その期間も休養日とするものです。また、長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行うとしていますが、生徒の十分な休養の確保や部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間、いわゆるオフシーズンを設けるものです。なお、1日の活動時間は長くても平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度を原則とするものです。ただし、活動時間の特例として、「大会等への出場」「練習試合」「合宿」を行う場合や中文連・中体連主催の大会の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間については、1日の活動時間の上限を平日では3時間程度、学校の休業日では4時間程度とし、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とするものです。さらに本市、本道の地域特性から積雪のため屋外での活動が制限される部活動についても、ある程度長期の休業期間を設けることを前提に、特例的な取り扱いを例示しているところです。

続きまして、7頁から10頁の4番、生徒のニーズを踏まえた環境の整備として、「部活動の設置」「統廃合」「合同チーム等の編成」、5番、学校単位で参加する大会等の見直し、6番では部活動の充実に向けてとして、部活動顧問と生

徒の信頼関係作りや、家庭や地域との連携を図る取組についてなどに関する留意事項を示しているところです。

最後に10頁、終わりになります。ここでは本方針は市教委が学校の取組状況などを踏まえるとともに、今後、国や道の動向も注視しながら、必要に応じて内容の見直しを行っていくとしたところです。以上、本方針の内容についてご説明しました。

本方針については、北海道の部活動の在り方に関する方針を基本に、石狩管内において、地域差が出ることにより生徒達の部活動の取組に差が出ないようにするため、基本的には管内市町村において情報共有の上、足並みをそろえた内容となっています。本市においては、「部活動の休養日」「活動時間」については、既に道の方針に則り取組を始めていますが、今後は本方針の策定により各中学校においては、学校の部活動に係る活動の方針を策定することになります。その後、校内体制整備や保護者周知等を経て順次実施することとしており、来年度より本格的に本方針に則り、取組を開始する予定としています。私からは以上です。

(佐々木教育長) ただ今、説明がありました議案第2号について、質問等はありませんか。

(門馬委員) 今回方針が出されましたが、以前からガイドラインは既にあったと思いますが、それはどういうものだったのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 委員のお話のとおり、ガイドラインはありまして、平成29年度までは、石狩管内において時間外勤務業務縮減に向けた重点取組で、週1日以上部活動休養日を設定し実施することとなっており、これに向けて取組を行っていたところです。

(門馬委員) わかりました。今回の方針は、単に先生方の時間外勤務の短縮だけではなく、適切な運営のための体制整備・指導運営についてなど、いくつかあります。具体的にですが、今回の方針では大きな項目が出されまして、2頁に、「校長は本方針に則り、活動方針を策定するとともに校内に相談・要望の窓口を設置する」とあります。例えばこういったことは、今回新たに設けられるものですか。今までは、具体的なものはなかったということですか。

(佐々木学校教育課長) 各部活動において、活動に係る相談窓口など方針的なものとしては、全体的なものとして設置しているものはありました。ただ、学

校全体として大きな目標に向けての活動方針はなかったもので、これを受けて、まずは学校で大きい方針を立て、それに基づいて各部活動でさらに個別の方針を立てていくという取組になろうかと思えます。

(門馬委員) 今までの話はわかりました。

(穴水委員) 今の話に関連して、確認ですが、国のガイドラインに沿って、「北海道の部活動の在り方に関する方針」が道教委から平成31年1月に発出されています。それに基づいて今回、この「石狩市の部活動の在り方に関する方針」が示されたということによろしいでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 委員ご指摘の通りです。

(穴水委員) 内容については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」に準拠されており、市教委の役割や校長の役割なども、ほぼ同様になっているものと捉えています。いかがでしょうか。

(佐々木教育長) そういう理解でよろしいですね。

(佐々木学校教育課長) はい。

(松尾委員) 先ほどのお話で、休養日の設定に関しては、これまで週に1回は休養日とするとのことだったと思うのですが、1日の活動時間の設定はありましたか。

(佐々木学校教育課長) 今までは、平日3時間で休日は半日程度という形でした。

(松尾委員) 今回の指針では、活動時間や活動日数はこれまでと変わるということですね。今までは、ガイドラインがあって、週に1日は休養日を設ける、また、平日の活動時間は3時間以内ということで、各校の現状はそれに沿って活動されているのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 市教委としては、生活の安全、健康面や教員の負担軽減の観点からも、部活動休養日の設定は重要だと考えており、今回の方針策定前に本年4月から道の方針に則った形で、平日は活動時間2時間、週末は3時

間程度、休養日は平日1日と週休日1日とする形で、学校と協議のうえ、進めていました。その中で、道と同じ基準で休養日と活動時間を全校で設定をしています。ただ、一部の学校では、休養日と活動時間の実施の状況については、道の方針の範囲内でおさまってはいないという報告を受けていますが、今回の方針の中にもあるとおり、一定期間のオフシーズンを設けることで、通年を見通した場合には、今回策定する市の方針の活動時間・活動日に準拠する形で活動できるという見通しを持っているということを確認しています。

(松尾委員) ルールは国が作り、道そして市教委と段々と下に降りてくるというのは理解できます。我々市教委がこのルールの内容について議論できる余地があるかどうかよりも、現状の学校現場の在り方とこのルールの中に、少なからずギャップがあるのであれば、それをどう落とし込んでいくのかということに関して、私達市教委がある程度主体的に、学校現場に対して告知や働きかけをしていかなければと思います。結局、こういったルールというのは、管内や市内で足並みを揃えて実施するということがとても大事だと思いますので、学校の教員に対しても勿論そうですが、保護者や子ども達に対しても、わかりやすく部活のルールが変わりますということを市教委が主体的に告知をしなければならぬと思います。来年度からの本格実施になると思いますので、そこに向けてよい告知の在り方をご検討ください。

もう一点、現状について伺います。「部活動指導員」について、今後状況を把握しながら希望があれば学校に配置するよう努めることになっていますが、市内における現状を教えてください。

(佐々木学校教育課長) 「部活動指導員」について、平成29年度に国が制度化した、教員の代わりに顧問を務めるのが「部活動指導員」です。これは学校の教育計画に基づいた指導を行うことができる適任者の確保や指導計画の作成など、まだまだ整理していかなければならない課題があると認識しています。現在のところ、「部活動指導員」という制度導入には至っておりませんが、現在は既に実施しております、顧問を補助する「部活動指導者」は、平成30年度は4校で6名、今年度は5校8名が活動しています。今後についてですが、こういう方を「部活動指導員」として任用するとなると、平日のうち3時間、または、2時間という放課後の限られた時間での任用という形になりますので、「部活動指導者」として、ただ今活動している方の勤務状況も含めた中で総合的に考えてまいります。

(松尾委員) まさに、外部指導の役割を果たしていただける方々というのは必

要な状況だと思うのですが、いろいろ総合的に考えないといけない問題も多々あると思います。これは教育委員会の枠の中だけでは解決できないと思いますので、各方面との連携も含めて、知恵を出し合い総合的に解決できるようお願いいたします。

(穴水委員) 関連して、3頁の(2)指導運営に係る体制の構築の工の部分ですが、「必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める」と方針の中にあります。これは方針ですから、謝礼や事故が生じた場合の責任の在り方等については全く規定がないわけですが、この点に関して事務局としてはどのようにお考えですか。

(佐々木学校教育課長) ただ今ご質問がありましたように、業務の中で子ども達が怪我をした場合やトラブルなど事故があることは想定されます。部活動指導員を任用する場合は、謝礼・任用形態や事故が起こった時の対応など、そういうものを規則・要綱など定めた上で任用していくという形になります。

(穴水委員) 基本的には「必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める」という方針になっていますので、関連して謝礼や事故が生じた場合の責任の在り方等については早急に検討が必要だと思います。特に教員の場合、部活動顧問をしており、不在のまま生徒が活動して事故が生じた場合には当然顧問が懲戒の対象になりますので、そのあたりを加味しながら考えていく必要があると思います。

(安崎生涯学習部長) そのあたりは先進事例を見ながら、また、現在はまだ学校からの要望はありませんが、学校とも相談しながら、制度化に向けて検討を始めていきたいと思っています。

(松尾委員) 現時点では必要に応じて任用し、配置するよう努めるということで、今のところは学校の要望等を把握している限りでは、すぐ配置する必要があるわけではないので、今後の検討課題という理解でよろしいでしょうか。

(佐々木教育長) この方針にどこまで書き込むかというのは、それぞれの考え方があるかと思います。ただ、この部活動指導員制度は、学校からのニーズがあり、協議を進めることで、制度がスタートするまでにはそれなりの時間がかかります。その間に、ルールを決めることができるものと考えています。報酬や責任の所在については、国がこの制度を策定した時に、報酬も考慮する形となっております。

また、責任の所在についてはこれまでの「部活動指導者」とは異なり、「部活動指導員」自らが責任を負う場合についても示されていますので、その範囲の中で細かなことを決めていくことになると思います。事務局としては現段階では、お示しした方針で良いものと考えています。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等はございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第2号については原案通り可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第2号につきましては、原案通り可決といたしました。

議案第3号を審議する件について

(佐々木教育長) 次に、議案第3号「石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定について」、事務局から提案願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第3号について、働き方改革推進計画については、本市では昨年12月に策定をいたしました。今回道教委の計画である北海道アクションプランの改定がありましたので、それを受けて、この度本市でも改定を行うものです。改定の内容について佐々木学校教育課長からご説明します。

(佐々木学校教育課長) 私から議案第3号についてご説明します。資料「石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定案」をご覧ください。本市では昨年12月に「石狩市立学校における働き方改革推進計画」を策定し、できることから一つひとつ実施をしていくことを基本に、働き方改革に取り組んでいるところです。文部科学省や中教審の答申等を踏まえて、本年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定めたことに伴い、道教委に

においても北海道アクションプランを7月に改定し見直しがされたこと、そしてただ今、議決をいただいた「石狩市部活動の在り方に関する方針」の策定に伴い、部活動に関する記述の部分を修正する必要があることから、本市においても道のアクションプランに準拠した形で、本推進計画を改定するものです。

それでは資料1頁目、改定後の欄をご覧ください。3番の計画期間及び4番の計画が目指す目標において、西暦表記を和暦表記に修正しています。

次に、令和2年度までに達成する指標のうち、部活動休養日が今まで73日以上としていましたが、平日1日、週末1日の週2回の休養日と学校閉庁日9日を合わせた日数を部活動休養日として完全実施するという内容に修正しています。また、1頁から2頁にわたって、アクション2「部活動指導に関わる負担の軽減」、こちらはこの度策定した、部活動方針の内容に沿った記述に修正をしています。具体的な取り扱いの詳細については、「石狩市部活動の在り方に関する方針」によるということを追記したものです。

続いて、3頁の下段、8番になります。市立学校の教員の勤務時間の上限についてご覧ください。この部分については、文部科学省が制定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、道教委のアクションプランにも追加されたものです。石狩市立学校職員の勤務時間の上限に関する項目として、勤務時間の考え方、教員が校内に在籍している在籍時間を対象とすることを基本として、自己研鑽の時間や校外での勤務の取り扱いなど、在籍等時間を定義し、その目安時間として、1ヶ月の在籍時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を越えないよう、また、1年間で見た場合は360時間を越えないようとして、国、道のガイドラインに沿った内容としています。この部分を踏まえ、1頁に戻り中ほど、目標の部分になりますが、この目標を修正しています。現行の推進計画では、1週間あたりの勤務時間が60時間を越える教員をゼロにするとしていましたが、先ほど説明いたしました、目安時間に合わせて、教員の在籍時間から条例で定める勤務時間7時間45分×出勤が求められている日数を減じた時間を、1ヶ月で45時間以内、1年間で360時間以内とするとした目標に見直ししたところです。

次に、2頁目下段アクション4になります。教育委員会による学校サポート体制です。こちらは新しく③で適正な勤務時間の設定として、変形労働時間制や週休日の振り替えなど、勤務時間や諸制度を有効活用して正規の割り振りを適正に行うなどの指導・助言を行うこと、⑤では、教育課程の編成、実施に関する指導、助言として、各学校に対し、標準授業時間数を大きく上回った授業時数を計画することがないように、また、教育課程の編成、実施にあたっては教員の働き方改革に十分に配慮した指導、助言を行うこととしています。その

他、研修や若手教員の支援に関する項目を追加しています。私からは以上です。

(佐々木教育長) ただ今説明があった議案第3号について、ご質問等はありませんか。

(穴水委員) この働き方改革のマネジメントですが、どこが主体となっていくのでしょうか。学校であれば、学校が勤務時間を正確に把握することになり、また、市教委であれば、市教委が教職員の勤務時間を把握するというか、勤怠管理ができるという、そういう状況作りをしないといけないと思います。したがって、このマネジメントの主体はどこにあるとお考えでしょうか。

(佐々木学校教育課長) マネジメントの主体はどこかというご質問ですが、第一義的には校長にあります。それを受けて、現在試行的に実施をしています勤怠管理ですが、その部分をまとめたものをある一定の時期に提出を受け、市教委がそれを確認します。そして、45時間を越えている教員の数や、各学校の取組がどう行われているのか、そういうところを定期的に確認していかなければならないと考えています。

(穴水委員) 現実的に今現在、学校で勤怠管理は行われているのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 勤怠管理ですが、すべての学校ではないのですが、各学校に校務支援システムが導入されています。校務支援システムでは、勤怠管理を行える機能が今年度から追加されました。その中で4月・5月は学校が繁忙期なので、その時期に勤怠管理を導入することは、今回の働き方改革の進め方にも反することから、6月から試行的に実施しています。

(松尾委員) ただ今のご質問に関連して、勤怠管理の状況は学校では当然把握していると思いますが、市教委もリアルタイムに状況を共有できるものなのですか。

(佐々木学校教育課長) 残念ながら、校務支援システムは市教委には導入されていないので、リアルタイムに検索することはできません。もし把握するとなれば、学校で一覧にしたものをペーパーもしくはデータとして提出していただく形になります。

(松尾委員) アナログ・デジタルどちらでも構わないのですが、私の質問の趣旨としては、そういったことのために仕事量が増えるのは本末転倒なので、できるだけ手間のかからない形で、効率的な業務を取り進めていただきたいということです。

(佐々木学校教育課長) ただ今のご質問ですが、校務支援システムの中で45時間を超える時間外勤務を設定した場合に、一覧で確認できることになっていますので、学校はそれほど手間ではないと思いますが、市教委に報告があって、個別に検証することになると時間はかかるものと思われます。

(松尾委員) 私もシステムの専門的なところはあまり詳しくはないのですが、もう少し学校ごとの様子が市教委で把握できるイメージを持っていたものですから、今後も含めて質問しました。市教委にも同様のシステムがあれば確認できるということなののでしょうか。それとも、あくまで各校ごとに管理することで完結してしまうものなのですか。

(佐々木学校教育課長) 基本的には学校で完結する形となっています。児童・生徒の出欠状況や成績、指導要領など一体的となったシステムですが、ただ今運用している中で市教委に導入されていないため、教職員の勤怠管理について直接確認はできない状態です。今後は、学校設置者権限での設定により直接確認できるものなのか、教職員の勤怠管理だけではなく、その他どういう利用方法があるのかも含め検討したいと思います。

(松尾委員) わかりました。一度詳細をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(佐々木教育長) 他に質問等はございませんか。

(松尾委員) 3頁目から4頁目にかけて、勤務時間の考え方などかなり細かな記載がありますが、仕事を減らす取組というのはあるのでしょうか。もう既に決まっていて、「略」のところにあるのかもしれませんが、仕事の圧縮というのは進んでいるのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 今回お示しした部分は昨年12月に作成した推進計画改定版なので、委員のお話のとおり「略」の部分に記載があります。事務量が減ったかどうかという意味で、一つの指標となるのが、まずは勤怠管理だと思

ます。勤怠管理を試行的に行っていく中で、各学校を訪問した際など様々な機会を通じて、状況を聴取しているところです。現場では、教特法の関係で時間外勤務手当等が支給されないので、時間の管理の認識が、我々とは違うと思われる部分があります。各校長には、「時間の管理の認識の違いをまず意識してもらいたい」という話をして、学校の経営方針などに働き方改革の視点を入れた内容とするなど、様々な取組が現在進められています。

(松尾委員) わかりました。内容は挙げませんが、特に留意事項の④のようなことにならないようにご配慮いただきたいと思います。よろしく願います。

(佐々木教育長) 他に質問等はございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第3号については原案通り可決ということでご異議ございませんか。

異議なし

(佐々木教育長) 議案第3号については原案通り可決いたしました。

議案第4号を審議する件について

(佐々木教育長) 次に、議案第4号「石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局から提案願います。

(安崎生涯学習部長) 後ほどの報告事項と関連しますが、本件は、本協議会の委員として生涯学習部長が委嘱されておりますが、ご承知のとおり前部長が教育長に選任されたことに伴い、10月11日付で退職しています。10月12日付の市教委の人事異動に基づき、新たに委嘱をしようとするものでございます。任期については令和2年6月30日までの在任期間となります。よろしくご審議をお願いします。

(佐々木教育長) ただ今説明のあった議案第4号について、ご質問等はござい

ますか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第4号については原案通り可決ということでご異議ございませんか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしということで、議案第4号は原案通り可決いたしました。

承認第1号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長) 承認第1号「専決処分につき承認を求める件(訴えの提起の件)について」は、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第9号に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。10月定例会での報告につきましては、別紙でお配りしています。ご質問などがあれば受けたいと思いますが、いかがですか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、教育長報告については、了承ということでよろしいですか。

異議なし

(佐々木教育長) 異議なしと認め、教育長報告については了承をいただきました。

(佐々木教育長) 以上で、日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 協議事項

(佐々木教育長) 次に日程第4 協議事項を議題といたします。協議事項①「新・石狩市教育プラン（原案）について」、事務局から説明願います。

(古屋総務企画担当主査) 私から協議事項①についてご説明します。資料はA 4縦の石狩市教育プラン原案と、A 3横の現教育プランの施策ごとの内部評価の2つです。9月に内部協議としてお示ししていましたが、プランの素案と現プランの内部評価について、いただいたご意見を参考に内容を修正し、本日原案として提出します。方針や施策の順番など内容が変更となっていますので、改めて簡単にプランの体系をご説明します。

表紙の次の頁をご覧ください。こちらは現プランにも掲載している、石狩市の教育目標と市民憲章を記載しています。次の頁には自治基本条例、平和都市宣言、スポーツ健康都市宣言、そして今回のプランから新たに手話に関する基本条例の全文を掲載しています。次の頁は、目次となります。プランは大きく3編に区分しまして、第1編「はじめに」では、プランについてと現状・課題、第2編では、石狩の教育を推進する方向として、基本理念・目標方針、求められる取組と今後の展開、第3編については、用語解説などの資料編となっています。

次の頁をご覧ください。1頁目第1編「はじめに」では、第1章「石狩市教育プランについて」で、これまでの教育理念を継承しつつ、これから目指す方向性を明確にすること、プランの位置付け、関連する本市の計画等を記載し、プランの期間は令和2年度から6年度までの5年間としています。また、プラン策定後には点検評価を毎年度行い、計画の推進に努めることを記載しています。

次に、2頁目第2章「石狩市の教育の現状と課題」ですが、本日のA 3横の資料のとおり、現プランの施策ごとに各課で内部評価を行いました。評価の横に取組状況と取組の成果、課題と今後の方向性を施策ごとに記載しています。成果指標としていたものについては網かけとなっています。こちらは事前に資料をお渡ししていますので、詳細の説明は割愛いたします。

教育プランの原案に戻りまして、ただ今の内部評価を踏まえて、原案2頁の現状と課題では、10項目に分けて課題を記載しています。

6頁になります。第2編「石狩の教育を推進する方向について」は、プランを進めていく上での基本理念を示しています。現プランの理念としていた、自立の精神、思いやり、主体性と協働意識に夢と志を持ち可能性に挑戦するために必要となる力、チャレンジ精神を加え、下段の図に示すように未来の地域社会を担う市民を育むという理念としています。第2編石狩の教育を推進する方向については、プランを進めていく上での基本理念を示しています。現プランの理念としていた自立の精神、思いやり、主体性と協働意識に夢と志を持ち可能性に挑戦するために必要となる力、チャレンジ精神を加え、下段の図に示すように未来の地域社会を担う市民を育むという理念としています。7頁では、石狩が進める教育の基本目標として、3つの目標を設定しています。8頁、9頁では6つの方針を設定しています。これらは国と道で示している方針に沿い、現プランでは3つの柱と11の大項目としているものを、新プランでは、3つの基本目標と6つの基本方針にまとめています。6つの基本方針については道の方針とほぼ一致するようにイメージしています。10頁に移りまして、プランの体系についてですが、3つの基本目標と6つの基本方針に沿いまして、11頁に全28項目を施策として記載しています。施策の項目については道の計画に沿って、現プランからの継続施策と新たな施策項目を意識して設定しました。特に、施策項目4の理数教育、項目7の手話を通じた学びの推進、項目9の学びのセーフティネットの構築、項目20のコミュニケーション能力の育成については、5年間に重点的に取り組んでいく施策として新たに設定しています。12頁から22頁では、6つの基本方針それぞれに求められる取組と今後の展開を示し、28の施策ごとの方向性と主な取組を記載しています。なお、目標となる成果指標については、11月の教育委員会会議までに各課と協議して追加掲載したいと考えています。最後に23頁以降には、用語解説や本市の教育状況などを資料として掲載する予定となっております。今後のスケジュールとしては、11月の教育委員会会議で継続協議を行い、いただいたご意見を盛りこんだ上で12月中旬以降にパブリックコメントを行うように進めたいと考えています。私からは以上です。

(佐々木教育長) ただ今説明がございましたが、内容の審議については、11月の教育委員会会議でお願いします。よろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) それでは協議事項①については、そのように進めます。

日程第5 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第5 報告事項を議題といたします。

報告事項① 平成31年度全国学力・学習状況調査結果について

(佐々木教育長) 報告事項①、「平成31年度全国学力・学習状況調査結果について」、事務局から説明願います。

(山田指導担当参事) 私から、平成31年度の全国学力・学習状況調査の結果、石狩市における結果の概要についてご説明します。資料については、冊子になっているものと、1枚もので北海道版の結果報告書があります。今年度については、国語・算数・数学において、知識の活用を一体的に問う問題に見直されるとともに、中学校で英語を加えて、平成31年4月18日に小学校12校の6年生、中学校8校の3年生で実施しました。まず、両面印刷でグラフが載っている1枚ものの北海道版の報告書ですが、こちらは、7月の教育委員会会議で公表に係る同意をいただいています。構成としては、上段で本市の教科全体の状況、児童生徒質問紙、そして中段には学校質問紙、分析、それから下段には石狩市の学力向上策の4点が記載されています。続きまして、冊子3頁をご覧ください。石狩市の全国学力・学習状況調査結果の概要についてです。小学校の国語では全国とほぼ同様の結果で、昨年度よりも全国平均との差は縮まりました。6頁をご覧ください。小学校の算数ですが、量と測定の領域において全国との差がやや広がり、課題となっています。9頁、10頁をご覧ください。中学校の国語ですが、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項に課題が見られます。12頁をご覧ください。中学校の数学ですが、全国との差が広がったという状況です。15頁をご覧ください。中学校の英語ですが、グラフが若干いびつな形になっていますが、話すことの領域については、文科省が公表を行わないということから、このようなグラフとなっています。このように、全国平均よりも低い状況が見られる一方で、昨年度よりも全国平均との差を縮めた学校や、教科領域で大きく伸びた学校もあります。全国を上回る学校は小学校では12校中5校、中学校では8校中2校です。続きまして、児童質問紙について説明いたします。18頁をご覧ください。自己有用感や規範意識、将来の夢などについては、全国とほぼ同様の結果となりました。21頁をご覧ください。基本的な生活習慣の項目ですが、朝食の摂取や起床、就寝時間の項目については、否定的な回答が全国よりも多く、23頁の学習習慣、読書習慣では家庭学習の時間や読書の時間の不足に課題があります。26頁をご覧ください。主

体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善では、自ら考え取り組んでいく姿勢は全国よりも高い傾向にあります。否定的な回答もあることから引き続き授業改善に努めていく必要があります。続きまして、29頁をご覧ください。学校質問紙についてですが、「授業中の私語が少なく落ち着いているか」という項目では小・中学校とも全国平均を超える結果となりました。35頁をご覧ください。家庭学習の学習方法等について教えているか、そして36頁の「家庭学習の課題の与え方について、教職員間で共通の理解を図った」という項目では前年度に比べ、小・中学校ともに前進している結果となりました。これは、地域の人材活用や保護者の学校支援活動、小・中学校の連携などが確実に進展している結果であると分析しています。最後になりますが、教育委員会として、3点の取組を申し上げます。まず1点目は授業改善ですが、日常の授業改善を校内研究と連動させるとともに、市独自で行っているCRT検査の結果を踏まえながら、学校訪問等で引き続き改善を促していきたいと思えます。2点目ですが、教職員間の成果と課題の共有です。調査対象学年だけの課題とせず、成果領域がどこでどの学年の学習と関連しているのか、全学年で重点化していく領域はどこなのかを学校全体で教育していくよう伝えていきたいと思えます。3点目ですが、学校、家庭、地域との連携です。子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行えるよう、学校、家庭、地域との連携を深めていくよう、粘り強く伝えていきたいと思えます。以上です。

(佐々木教育長) これは公表されるのはいつですか。

(山田指導担当参事) 北海道版の報告は11月中旬が目途となっています。それに準じて、本市の結果の公表についても、同じような時期を考えています。

(佐々木教育長) この報告事項①の質疑については、11月の教育委員会会議にて受けたいと思えますが、いかがでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) それでは報告事項①については、そのように進めます。

報告事項② 石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解職について

(佐々木教育長) 次に、報告事項②「石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解

職について」、事務局から説明願います。

(開発教育支援センター長) 私から、協議会委員の解職についてご説明いたします。お手元の資料8頁をご覧ください。先にご審議いただきました協議会委員の委嘱に関連して、当該協議会委員を解職した日が10月11日となっており、石狩市教育委員会教育長事務専決規定第2条第1項に基づき、「教育委員会の会議を招集する暇がないもの」として解職の専決処分を行い、同条第2項に基づき、今回報告をするものです。以上です。

(佐々木教育長) ただ今の説明について、ご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がありませんので、報告事項②については了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項②は了解しました。

報告事項③ 令和元年度第8回図書館を使った調べる学習コンクール「石狩市コンクール」の審査結果について

(佐々木教育長) 次に報告事項③「令和元年度第8回図書館を使った調べる学習コンクール「石狩市コンクール」の審査結果について」、事務局より説明願います。

(東市民図書館長) 私から、報告事項③についてご説明します。資料の9頁、10頁をご覧ください。第8回となりましたコンクールは、項目4に記載の通り、小学校204、中学校が297、合計501点の応募があり、10月9日(水)市民図書館において橋詰校長、早川教頭、中川司書教諭、二階堂学校司書と私の5名で審査をしました。審査は小学校1・2年部門、3・4年部門、5・6年部門、そして中学校部門の4つの部門ごとに行い、4つの部門トータルの受賞作品については、最優秀賞4点、優秀賞9点、佳作12点、奨励賞14点で、資料に記載の通りとなっています。なお、表彰式については、図書館まつりの2日目、10月27日に実施し

ています。レプリカについては、11月10日まで展示していますので、ご覧ください。「石狩市コンクール」については以上です。

(佐々木教育長) ただ今の説明について、ご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がありませんので、報告事項③については了解ということではよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項③については了解しました。

日程第6 その他

(佐々木教育長) 次に日程第6、その他を議題といたします。事務局から「特別支援教育講演会の開催について」報告願います。

(開発教育支援センター長) 市教委では、学校をはじめ広く家庭や地域の方々を対象とし、障害への理解を深め、啓発活動として特別支援教育講演会を開催しています。資料をご覧ください。今年は11月21日午後6時半から、りんくるで行います。講師に、札幌市子ども心身医療センター医師の末田先生をお招きし、「発達障害の子どもへの理解と支援」と題して、講演会を開催します。以上です。

(佐々木教育長) ただ今の説明について質問等はございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) それでは、特別支援教育講演会の開催については、了解といたします。

(佐々木教育長) 教育委員の皆さんから何かございますか。

(山本委員) 先日、給食のパンの中にハエが混入していたということですが、給

食センターで調理したものではありませんが、その後製造業者から何か対応策の提示はありましたか。また、主食が提供できないことは、子ども達にとってかわいそうな結果となります。こういう時に代替として提供できるものがないのか伺います。

(近藤学校給食センター長) 製造業者からはその後お詫びがあり、報告もその翌週にありました。内容としては、ショウジョウバエが混入していたこと、工場の中で発生したものではなく、外部から侵入したものと考えられるとのことで、工場の中に、虫が侵入しない対策を取るという報告を受けています。主食の代替については、当日は代替えのものを提供することができなかったのですが、後日デザートという形でパン相当品を提供しました。

(山本委員) こういう時に、常備しているものはないということですね。

(近藤学校給食センター長) 常備しているものはありません。後日代替品の提供となります。

(山本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にございますか。

その他なし

(佐々木教育長) それでは、日程第6 その他を終了します。

日程第7 次回定例会の開催について

(佐々木教育長) 次に日程第7、次回会議の開催日程を議題といたします。次回は11月12日(火)13時30分からということで、よろしくお願いいたします。

これより非公開案件となりますので、説明員以外の方はご退席願います。

【非公開案件の審議等】

16時14分 ～ 16時21分

閉会宣告

(佐々木教育長) 以上をもって、10月定例会の案件は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和元年度教育委員会会議10月定例会を閉会します。

閉会 16時21分

【非公開案件の審議等の結果】

承認第1号 専決処分につき承認を求める件（訴えの提起の件）について

原案どおり承認した。（質疑等省略）

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年11月12日

教育長

佐々木隆哉

署名委員

門島 尚子

